
銀行法に基づく API 利用契約の条文例

(2018 年 7 月暫定版)

※本書は、銀行と電子決済等代行業者の間で締結される API 利用契約の条文例およびその解説で構成されている。解説には、本条文例を取りまとめるに至るまでの議論を踏まえた事項が記載されていることから、本書の利用に当たっては、条文例だけではなく解説も併せて参照することを推奨する。

※本書は、2018 年 7 月 6 日現在の銀行法および関係法令に基づくものである。

※本書は、銀行と電子決済等代行業者間の契約締結時において活用されていく中で、明らかになった実務上の課題を整理したうえで、2018 年 11 月～12 月を目途に再度内容の検討を行い、改めて公表する。

※本書は、銀行法第 52 条の 61 の 10 の契約締結義務に基づき、銀行及び接続事業者の早期契約締結に資するために作成された一案であり、本条文例に則り締結することを強制するものではなく、双方の合意に基づき本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものではない。

2018 年 7 月 6 日

オープン API 推進研究会

(事務局：一般社団法人 全国銀行協会)

序文

平成 29 年 5 月 26 日、銀行法等の一部を改正する法律（同年 6 月 2 日公布、平成 29 年法律第 49 号。）が成立し、電子決済等代行業者（以下「電代業者」という。）に対する登録制の導入、電代業者の銀行との契約締結義務、銀行における電代業者との連携・協働に係る方針の策定・公表等のオープン・イノベーションの推進に係る措置が整備された。

また、この動きに合わせるかたちで、「オープン API のあり方に関する検討会」は、わが国におけるオープン・イノベーションの活性化を目指し、イノベーションの促進とセキュリティ、利用者保護とのバランスを考慮した、オープン API の活用促進に向けた官民連携のイニシアティブである「オープン API のあり方に関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）を取りまとめたところである（平成 29 年 7 月 13 日公表）¹。

官民においてオープン・イノベーションの促進に向けた制度整備が行われる中、電代業者による預金に係る残高照会や入出金明細照会に関するサービス提供が開始されるなど、銀行における API 開放の取組みも進んでいる。銀行と電代業者の間で API 連携を行うに当たっては契約締結が必要となるが、今後さらに API 連携が加速した場合、複数の銀行、電代業者間で契約締結事務が発生することから、その効率化が課題として認識されるようになった。そこで、銀行、事業者、弁護士をメンバーとした、実務者による意見交換の場である「オープン API 推進研究会」（以下「当研究会」という。）を設置し、銀行法等の法令および検討会報告書の内容を踏まえたうえで、API 接続を行うに当たっての契約条文例を示すとともに、共通的に議論となる事項等について論点整理を行った。

API 利用に関する契約は銀行と電代業者間で個別に定めるものではあるが、契約の条文例、事前に検討しておくべき論点事項を両者間で共有することは、API 接続によるサービスを始めるに当たっての契約締結事務の効率化に資するものである。銀行と電代業者が銀行法に基づく API 利用契約を締結する典型的な場合を想定して、当研究会において、当該契約の条文例およびその解説（以下「本条文例」という。）を取りまとめた²。当研究会は、本条文例が、銀行と電代業者間の契約にかかるコミュニケーションコストの低減、円滑な API 接続に資するものとなり、API エコシステムの形成・発展に繋がることを期待する。

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/openapi/>

² 本条文例が広く活用されていく中で、実務上の課題点が明らかになった場合は、必要に応じて議論し、本条文例を改善していくことも考えられる。

オープン API 推進研究会メンバー

オープン API 推進研究会は、API 接続に関わる 12 社（銀行界から 6 行、事業者から 6 社）、弁護士 3 名をメンバーとし、オブザーバーとして金融庁および金融情報システムセンターに参加いただいた。平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 6 月 29 日までに計 13 回開催。

(敬称略)

銀行	株式会社みずほ銀行 e-ビジネス営業部 調査役 中村和博
	株式会社三菱 UFJ 銀行 デジタル企画部 次長 原田一雪（第 1 回～第 9 回） デジタル企画部 次長 岩田廉平（第 10 回、第 11 回、第 13 回） デジタル企画部 調査役 正木綾香（第 12 回）
	株式会社三井住友銀行 決済商品開発部 部長代理 加賀卓哉
	住信 SBI ネット銀行株式会社 FinTech 事業企画部長 吉本憲文（第 1 回～第 11 回） 企画部 担当部長 服部隆幸（第 12 回、第 13 回）
	株式会社千葉銀行 経営企画部フィンテック事業化推進室 副室長 関谷俊昭 （第 1 回、第 2 回、第 6 回、第 7 回、第 9 回、第 13 回） 経営企画部フィンテック事業化推進室 副調査役 大塚めぐみ （第 3 回～第 5 回、第 8 回、第 10 回～第 12 回）
	株式会社栃木銀行 営業統括部営業戦略室 主任調査役 森山仁 （第 1 回、第 2 回、第 4 回～第 6 回、第 8 回、第 9 回、第 12 回、第 13 回） 事務システム部 主任調査役 平出友仁（第 3 回） 営業統括部営業戦略室 副調査役 加藤雅之 （第 7 回、第 10 回、第 11 回）
事業者	株式会社インキュリオン・グループ 代表取締役 丸山弘毅（第 1 回、第 3 回、第 4 回）
	株式会社 Zaim 代表取締役 閑歳孝子（第 2 回）
	freee 株式会社 執行役員 木村康宏（第 5 回～第 13 回）
	株式会社オービックビジネスコンサルタント 開発本部 部長 日野和麻呂（第 1 回、第 3 回） 営業部ファイナンスシステム営業室 課長 梅川哲彦 （第 2 回、第 4 回～第 13 回）

	<p>株式会社 TKC システム開発研究所 次長 矢生弘行 (第1回～第11回、第13回) システム開発研究所 チーフ 海来達矢 (第12回)</p>
	<p>マネーツリー株式会社 取締役 Head of Platform マーク・マクダッド (第1回、第2回、第4回、第6回、第7回、第9回) 取締役 CFO 鈴木壘 (第3回、第5回、第8回、第10回～第13回)</p>
	<p>株式会社マネーフォワード 取締役 瀧俊雄 (第1回～第6回、第8回～第13回) 管理本部 本部長 坂裕和 (第7回)</p>
	<p>弥生株式会社 代表取締役社長 岡本浩一郎 (第1回～第7回、第9回～第11回、第13回) マーケティング部 担当マネジャー 内山正彦 (第8回、第12回)</p>
弁護士	<p>渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 落合孝文 (第1回～第7回、第9回～13回) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 中井計雄 (第8回)</p>
	<p>TMI 総合法律事務所 弁護士 白石和泰</p>
	<p>森・濱田松本法律事務所 弁護士 堀天子</p>
関係当局 (オブザーバー)	<p>金融庁 総務企画局企画課信用制度参事官室 フィンテック企画調整官 三輪純平 総務企画局企画課信用制度参事官室 総括補佐 玉川英資 (第9回) 監督局銀行第一課 課長補佐 池田和世 (第9回～第13回)</p>
	<p>公益財団法人金融情報システムセンター 企画部 次長 大澤英季 (第1回～第3回、第5回、第7回～第13回) 企画部 部長 小林寿太郎 (第4回、第6回)</p>
事務局	<p>一般社団法人全国銀行協会</p>
	<p>森・濱田松本法律事務所 弁護士 湯川昌紀</p>

銀行法に基づく API 利用契約の条文例

第1条 目的

本契約は、銀行が指定する銀行のサービスの利用者が、接続事業者の提供するサービスを通じて銀行のサービスを利用できるようにするために、銀行が接続事業者の本 API の非独占的な使用を許諾し、接続事業者が本 API を使用して利用者に接続事業者のサービスを提供することについて、使用条件その他の基本的事項を定めることを目的とする。

契約の「目的」については、一般的に契約書で設けられる例が多く、銀行の API 利用契約の実例でも設けられている例が多かったことから、条文例としても設けている。

なお、本研究会では、API 利用契約に記載されていることが API 接続を行う上で条件、前提の全てであるとの誤解を与えないように留意すべきとの意見があった。条文例で API 利用契約が「基本的事項」を定めるものとしており、銀行の定める基準や、API の仕様書において定められる事項もあるものと考えられる。

さらに、API には様々な種類があり、特定の API のみに関する事項について、本契約とは別の契約を締結することも考えられる。例えば、更新系 API についての経済条件やサービスの内容については別途定める場合が考えられ、これを明確にするために「但し、本更新系 API については本契約のほか、〇〇契約による。」と規定することも考えられる。

第2条 定義

- (1) 「営業日」とは、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
- (2) 「検証環境」とは、本 API を利用するソフトウェアの動作確認を行うために別途開放する銀行のシステムの検証環境をいう。
- (3) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (4) 「セキュリティチェックリスト」とは、接続事業者がセキュリティに関して銀行に提出する書面等による報告をいう（本契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。）。
- (5) 「接続試験」とは、接続事業者が本 API を利用するソフトウェアを本 API に係る仕様に準拠していることを銀行が確認するために行われる試験をいう。
- (6) 「トークン等」とは、接続事業者が本 API を通じて銀行のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。

- (7) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入をいう。
- (8) 「本 API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、銀行が接続事業者に別途差し入れる仕様書（以下「本 API 仕様書」という。）の仕様によるものをいう。
- (9) 「本 API アクセス権」とは、接続事業者が非独占的に本 API 連携することができる権利をいう。
- (10) 「本 API 連携」とは、接続事業者が本 API を使用して、本銀行機能と本サービスを連携させることをいう。
- (11) 「本銀行機能」とは、銀行が利用者に提供する銀行のサービスをいう。
- [(12) 「本更新系 API」とは、本 API のうち、利用者の預金口座の残高を移動するものとして本 API 仕様書において定められたものをいう。]
- [(13) 「本参照系 API」とは、本 API のうち、利用者の預金口座の残高を取得するものとして本 API 仕様書において定められたものをいう。]
- (14) 「本サービス」とは、接続事業者が本 API を用いて利用者に対し提供するものとして別紙に定めるサービスをいう。
- (15) 「利用者」とは、本サービス及び本銀行機能を利用することに同意した者であって、接続事業者が本サービスの利用を認め、銀行が本銀行機能の利用を認めた者をいう。
- (16) 「利用者情報」とは、接続事業者が利用者の指図に基づき本 API を通じて銀行から取得した利用者に関する情報をいう。
- (17) 「連鎖接続」とは、本 API を通じて取得した情報の全部又は一部を利用者に伝達することを目的として連鎖接続先に提供し、又は利用者の指図（当該指図の内容のみを含む。）を連鎖接続先から受領して本 API を通じて銀行に伝達することをいう。
- (18) 「連鎖接続先」とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される電子決済等代行業再委託者をいう。

契約書における「定義」は、「定義」の条を置いてまとめて定義する例と、契約書中で必要な定義を行う例があるが、分かりやすさの観点から、条文例としては「定義」の条を設けている。

「接続試験」の定義について、検証環境における試験と本番環境における試験を分けている例があったが、契約書の規定として分ける必要性まではないとの議論があり、これらを合わせて定義している。これは契約書でどこまで細かく規定するかとの議論であって、実態として本番環境での試験に先立って検証環境での試験を行うことの必要性を否定する趣旨ではないことに留意が必要である。

「本銀行機能」については、銀行が利用者に対して提供している銀行のインター

ネットバンキング等のサービスを意味しており、接続事業者が本 API を用いて提供する本サービスを含まない銀行の機能を指すものとして定義している。

「トークン等」の定義であるが、OAuth2.0 の下では、アクセストークンやリフレッシュトークンが該当する。もっとも、中長期的には API 連携のための認可の仕組みやテクノロジーが変わる又は追加される可能性もあり、「トークンその他の情報」と広範な定義を置いている。

「本更新系 API」及び「本参照系 API」の定義において、銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）による改正後の銀行法（以下「銀行法」という。）第 2 条第 17 項第 1 号及び第 2 号を踏まえて「預金口座」としているが、実際に提供する API によっては、預金口座以外にも、借入れや投資信託等に関する記載を含める（又は単に「口座」とする）ことも考えられる。

「本サービス」は、接続事業者が本 API を用いて利用者に対し提供するサービスであるが、いかなる範囲を本サービスと画するのかについては、サービス内容等に応じて様々な場合があり得るため、別紙に定めることとしている。本サービスの範囲を広く定める場合には、その範囲で広くデータを利用できる一方で（本契約第 17 条第 2 項）、本サービスに関して接続事業者にかかる義務（本契約第 3 条第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項及び第 4 項、第 10 条第 1 項等）の中には、必ずしも本サービスの全体に一律に適用する必要がないと考えることも可能なものも含まれ得ることから、本サービスのうち個別の部分に応じて個々に検討することが考えられる。また、本サービスを広く定める場合であっても、利用者情報を使用せずに提供するサービスにまで本サービスの範囲を広げることによって、不必要に接続事業者の義務の範囲を広げることは想定されていない。

金融庁が平成 30 年 5 月 30 日に公表した「『銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」の別紙 1（以下「パブコメ結果」³という。）の No.171 では、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 2 項第 2 号における「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報」には加工した情報も当然に含まれるとされており、本契約における「利用者情報」の定義にあたっては、加工した情報を除くものとはしていない。また、パブコメ結果の No.172 では、銀行から取得した利用者に関する情報が利用者に提供されたことをもって適正な取扱い及び安全管理のために行う措置が不要になるものではないとされており、本契約における「利用者情報」の定義にあたっては、利用者に提供されるに至った情報を除くものとはしていない。

³ 本条文例において引用しているパブコメ結果は別添資料を参照。

「連鎖接続」を定義するため、まず銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定されている電子決済等代行業再委託者を「連鎖接続先」と定義した上で、連鎖接続先に対して情報を提供し、連鎖接続先から受け取った指図を銀行に伝達する行為を「連鎖接続」と定義している。銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項では、預金者の二以上の段階にわたる委託を受ける場合や接続事業者への委託が二以上の段階にわたる場合も電子決済等代行業再委託者に該当するとされており、他の連鎖接続先を通じて情報を提供したり、他の連鎖接続先を通じて指図を受領したりする場合も連鎖接続に該当する。なお、預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けない場合は連鎖接続に該当しない（パブコメ結果 No.139 にも同趣旨の記載がある。）。また、パブコメ結果の No.140 及び No.142 に電子決済等代行業再委託者にあたらぬ場合の考え方が示されており、これらの場合も連鎖接続に該当しないと考えられる。

第 3 条 本 API の利用等 第 1 項（非独占的な使用許諾）

銀行は、接続事業者に対し、本サービスを提供する目的の範囲内で、本 API の非独占的な使用を許諾する。なお、接続事業者は銀行の事前の書面等による承諾なく、本 API アクセス権について、譲渡、信託、[承継、] 担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ、第三者に対して再使用許諾することはできない。

銀行法では、銀行が不当に差別的な取扱いをすることなく複数の電子決済等代行業者に API を提供することが想定されており、使用許諾することを規定している。銀行は同じ API を複数の電子決済等代行業者に不当に差別的な取扱いをすることなく提供することになるため、非独占的な使用許諾とする必要がある。

使用許諾を受けた接続事業者が本 API アクセス権の譲渡等の処分を行ったり、第三者に対して再使用許諾することができないのは、通常必要なものであり、実例でも設けられているものがあつたことから、条文例でも設けている。なお、承継の禁止を定めるかどうかについては第 22 条を参照されたい。

本研究会では、連鎖接続と再使用許諾との関係が議論になったが、連鎖接続先から受け取った指図を本 API を通じて銀行に伝達する場合としても、本 API を使用しているのは接続事業者であるため、再使用許諾には当たらないと考えられ、条文例に「連鎖接続を除く」といった記載は追加していない。記載を追加するか否かによらず、本項は連鎖接続の可否を決めるものではなく、連鎖接続の可否やその条件は第 13 条で定めるところに従うことになると考えられる。

第3条 本 API の利用等 第2項 (API 仕様の変更)

2 本 API の仕様は銀行が定める本 API 仕様書のとおりとする。銀行は、変更の●営業日前までに接続事業者に変更後の仕様の内容を書面等により通知することにより、接続事業者の承諾を得ることなく、本 API の仕様を変更することができるものとする。[但し、セキュリティの改善等のため迅速な対応が必要になる変更については、速やかな通知で足りるものとする。]

本 API の仕様の変更について、提供を行っている全ての接続事業者の承諾を得ないといけないとしたのでは、必要なアップデートもできなくなるおそれがあり、実例でも銀行からの通知により変更できるとされていた。

本研究会では、接続事業者側から、仕様変更するのであれば準備期間を設けるといのがこの条項の趣旨であり、単に「事前通知」とするのではなく、「●営業日前」と契約で通知期間を合意すべきであるとの意見があり、条文例では「●営業日前」と合意することとしている。なお、合意された通知日数は最低の基準であり、重大又は広範な仕様変更を行う場合には、本サービスにおけるインシデント発生等による利用者への悪影響が生じないように、接続事業者が実務的に対応可能な通知期間を設けるべき場合もあり得るところであり、留意が必要である。

他方、通知期間を長めに設ける場合には、セキュリティホール等の迅速な対応が必要になる変更については通知期間の例外とすることが必要である。

第3条 本 API の利用等 第3項、第4項、第5項 (第三者との共同実施及び連携並びに第三者への委託)

3 接続事業者は、第13条第1項に基づく連鎖接続又は銀行の承諾を得た場合(第三者との共同実施や連携を行う旨を別紙に定める場合を含む。次項において同じ。)を除き、本サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携(利用者が接続事業者から利用者情報を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること、及びかかるソフトウェアを利用者が使用することを含まない。次項において同じ。)させてはならない。

4 接続事業者は、前項に基づく銀行の承諾により、本サービスの提供の全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本契約の定め(情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項に限る。以下本項において同じ。)による責任を負担し、当該第三者をして本契約の定めを遵守させるものとする。

5 接続事業者は、本サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を第三者に委託する

場合、セキュリティチェックリストに記載されているときを除き、銀行に[事前に]通知するものとする。[但し、委託を行うことによりセキュリティチェックリストにおける記載を変更する必要があるとき[又は別紙に定める種類の業務の委託について]は、接続事業者は、事前に銀行の承諾を得るものとする。]

本契約が接続事業者に対して本 API の使用を許諾するものであることを踏まえ、「連鎖接続」の定義に当たらない第三者との共同実施や連携については個別に銀行と接続事業者が協議して行う必要がある旨を規定している。

なお、連鎖接続については、本研究会において、その必要性や前提が議論された上で条文例の第 13 条に規定されており、第 13 条にしたがって行われる連鎖接続は本項の禁止の対象外である。

パブコメ結果の No.139 及び No.179 において、電子決済等代行業再委託者でない第三者に対して利用者情報を提供することについても情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置を講ずることが必要とされていることから、第 4 項において、連鎖接続には当たらない第三者との共同実施や連携に際して、当該第三者に本契約のうち情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項を遵守するよう定めている。

本研究会では、接続事業者が本サービスや本 API の使用について第三者に委託する場合について、銀行への通知や承諾が必要とする意見があった。他方、接続事業者側のセキュリティ体制として外部委託管理が適切に行われることが求められているところであり（公益財団法人金融情報システムセンターが平成 29 年 6 月 28 日に公表した「API 接続チェックリスト（試行版）」の No.11 乃至 13 を参照）、これを踏まえて第 7 条第 5 項のセキュリティチェックリストに重要な委託先の名称等も記載を必要とする場合、同項でセキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは変更後のセキュリティチェックリストを銀行に提出することとされていることから、変更後のセキュリティチェックリストの内容を確認することで足りるとの考え方も可能である。

なお、パブコメ結果の No.107 において、一定の場合のクラウドサービスについては委託先に当たらないとの考え方が示されており、第 5 項においても同様に考えられる。但し、当然ながら委託先に当たらない場合でも接続事業者はクラウドサービスの使用に係る責任を免れるものではないと考えられる。

第3条 本 API の利用等 第6項 (知的財産権)

6 銀行は、接続事業者に対し、本契約に定める範囲での本 API の使用のみを許諾するものであり、接続事業者は本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。但し、本 API により提供されるデータについて銀行が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かにかかわらず、接続事業者は、本 API により提供されるデータについて、本サービスの目的で加工すること、第3項に基づき第三者に連携すること、第13条に基づき連鎖接続先へ提供すること、及び第17条で認められる範囲内で使用することができる。

API の使用許諾に際して、使用許諾を受けた接続事業者が API を使用することができるという権利を超える権利を有することとなるものでない旨を規定することは使用許諾に際して必要と考えられ、実例でも設けられているものがあつたことから、条文例でも設けている。

なお、但書は、本 API により提供されるデータについて銀行が著作権を有している場合に、加工が同一性保持権の侵害に当たり、第3項に基づく第三者への連携及び第13条に基づく連鎖接続先への提供が複製権の侵害に当たる懸念があるとの指摘を踏まえたものである。

第4条 使用許諾料

接続事業者が、銀行に支払う使用許諾料は別途定めるものとする。

条文例では使用許諾料は別途定めることとし、本研究会ではこの点については議論していない。

第5条 本 API 連携の開始

接続事業者は、本 API 連携を開始しようとする場合、銀行の定めるところにより、セキュリティチェックリストを銀行に提出する。

2 銀行は、セキュリティチェックリスト等により接続事業者の体制が銀行の定める基準を満たしていることを確認したときは、接続事業者にその旨を通知する。なお、当該通知後、次項の接続試験の合格後であっても、接続事業者が銀行の定める基準を満たさないことが明らかになった場合には、銀行は本 API 連携を開始させず、又は本 API 連携を停止することができる。

3 接続事業者は、連携開始日の●営業日前までに、接続試験を行い、銀行の検査を受け、銀行から検査に合格した旨の通知を受けた場合、本 API 連携を行うことができ、本 API

連携の開始日の●営業日前までに連携開始日を銀行に通知する。銀行及び接続事業者は、連携開始日の延期を求める場合は相手方に速やかに（遅くとも連携開始日の●営業日前までに）通知する。

- 4 銀行及び接続事業者は、銀行法第 52 条の 61 の 10 の義務に基づいて本契約を締結する場合には、[第 2 項の通知後速やかに／第 3 項の銀行による通知後速やかに] 銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に定める事項を合意した上で公表する。

銀行から接続事業者への API 仕様書の差入れ、接続事業者から銀行へのセキュリティチェックリストの提出に関して本契約の守秘義務を適用する場合や、接続試験に関する本契約の規定を適用する場合には、本 API 接続を開始する前に本 API 利用契約を締結することになる。

他方、本研究会では、接続事業者から API 接続の依頼があった場合に銀行である程度の審査を行った上で契約を締結するといった場合もあり得るので、条文例では柔軟な対応ができるようにすべきであるとの意見が銀行側からあった。他方、接続事業者側からは、多数の銀行と契約を締結する際に、API 接続の開始までのプロセスがなるべく標準化されていることが望ましいとの意見があった。さらに、銀行の定める基準を満たしていることの確認や検査を迅速に行うべきことを条文例に入れるべきとの意見もあった。これらの点について、銀行側の体制はさまざまであり、一律に義務的な規定を設けることは困難であるとの意見を踏まえて条文例では設けていないが、銀行法第 52 条の 61 の 11 第 3 項によって銀行は不当に差別的な取扱いを行ってはならないこととなる（パブコメ結果の No.193 で「銀行が公表している基準に記載されていない事項であっても、例えば、反社会的な者と関係を有している者でないことなど、社会通念上判断の基準とすることが当然であると認められるような要件について電子決済等代行業者が充足していない場合には、銀行が契約締結を拒むことも許容されるものと考えます。他方、『自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している』との理由のみで拒絶すること等は、当該事項が基準として公表されているか否かを問わず、通常合理的な理由によるものとはいえないと考えられます。」とされていることについても留意が必要である。）。

条文例では、API 接続までの間に、セキュリティチェックリスト等の確認、接続試験を規定しているが、API 利用契約の締結の段階でこれらが完了しているのであれば、このような規定は必要ない。これに対し、接続試験が契約締結後に行われるという実務を想定した場合、銀行法第 52 条の 61 の 11 第 1 項では、銀行は電子決済等代行業者との間で銀行法第 52 条の 61 の 10 第 1 項の契約を締結するに当たって基準を設けるとされているところ、条文例のように API 利用契約を締結した上で

銀行の定める基準の確認をするということであれば、本条第2項の銀行による通知によって銀行法第52条の61の10第1項の契約の締結に当たる（接続の依頼に対して承諾の通知を行うことで契約が成立する）と整理することも可能であるし、本条第3項の銀行による通知によって契約の締結に当たると整理することも可能であると考えられる。パブコメ結果のNo.182では、銀行法第52条の61の10第3項に基づいて公表する内容は要約でも良いとされており、本条第4項では銀行と接続事業者がその内容について合意した上で公表することとしている。

なお、接続試験について、検証環境で行うものと本番環境で行うものを分け、検証環境での試験を完了した後に本番環境で試験を行う旨規定している例があったが、本研究会では契約書の記載として分けて記載する必要まではないと意見があり、条文例ではまとめて記載している。但し、検証環境での試験が不要であるという趣旨ではない点に留意が必要である。

また、銀行のセキュリティは接続事業者ごとの個別対応を前提としていないため、接続事業者ごとに締結する本契約では、銀行のセキュリティについて規定していないが、銀行は「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）等を踏まえて適切なセキュリティを維持することになると考えられる。

第6条 認証とトークン

- 銀行は、利用者の申請に基づき、銀行が定める利用者の本人認証手続その他の手続により本API連携を認める場合、接続事業者に当該利用者に係るトークン等を付与する。
- 2 接続事業者は、銀行が発行したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならないものとする。
 - 3 接続事業者は、トークン等を当該トークン等に係る利用者の指図（包括的なものを含む。以下、この条において同じ。）に基づいて使用するものとし、銀行に伝達する指図その他の情報の過誤、取違い、改ざん及び漏洩について責任を負う。
 - 4 銀行は、トークン等の使用があった場合で特段の事情がないときは、接続事業者が当該トークン等に係る利用者からの指図に基づいて使用しているものとみなすものとする。
 - 5 接続事業者は、トークン等の盗難、不正利用の事実を知った場合、直ちにその旨を銀行に対して通知するものとし、銀行から指示があった場合には、これに従って対応するものとする。
 - 6 接続事業者のトークン等の管理が不十分であること、又は接続事業者のトークン等の使用に過誤があることに起因して、銀行、接続事業者又は利用者その他の第三者に損害

が発生した場合、当該損害に関する責任は接続事業者が負担するものとする。但し、当該損害の発生について、銀行の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任割合に応じて接続事業者からの求償に応じるものとする。

第1項は、銀行が本人認証手続その他の手続によって本API連携を認めるという手順を規定している。基本的には、銀行が本API連携を認めるにあたり、利用者本人からの申込みであることを確認する本人認証手続が必要であると思われる。また、利用者本人からの申込みであったとしても、銀行が把握している口座の使用状況等に照らして不正な使用が疑われる等によってAPI連携を行うことが適当ではないと判断することもあり得ることから、本人認証手続その他の手続と規定している。

第2項は、トークン等の管理を接続事業者の責任とするものであり、トークン等が接続事業者に付与されるものであることを踏まえた規定である。本研究会では、接続事業者がトークン等を窃取され、銀行に当該トークン等の無効化を求めたが、銀行が無効化を行うことが可能であったにもかかわらず相当な期間内に無効化の処理を行わなかったために損害が生じた場合の扱いが議論されたが、銀行がトークン等の無効化に関して利用者に対して義務を負い、銀行が当該義務を果たしていない場合には、銀行が利用者に対して責任を負う可能性がある点に留意が必要である。

第3項は、トークン等は利用者のために使用することが前提となっていることから、利用者の指図に基づいて使用する旨規定している。なお、本研究会では、実態としては本APIへのアクセス毎に利用者からの指図があるわけではなく、接続事業者側で随時本APIにアクセスすることが想定されているとの指摘があり、条文例では包括的な指図で足りる旨明記している。

第4項は、第3項と対になるものであり、銀行としてはトークン等を用いて本APIにアクセスがあった場合には利用者本人からのアクセスと看做すことにせざるを得ない。この点は、銀行と利用者との間の利用規約等でも手当されることになると考えられるが、接続事業者との間での契約にも規定している例があり、条文例でも設けている。また、専ら利用者以外が用いる想定API（例えば、支払いを受ける側から送金指図の完了を確認するためのAPI等）については、当該特定のAPIについてアクセスするための条件（例えば、支払いの原因となる契約の存在等）を規定する必要がある。なお、特段の事情がある場合には利用者本人からのアクセスとみなさないとしているが、このような特段の事情がある場合としては、例えば銀行がトークン等の不正利用が一見明らかであると認識した場合が該当する。

第5項は、トークン等の盗難等があった場合に、銀行がセキュリティを維持するための対策を講じることができるようにするための規定である。なお、上記の第2

項に関する議論を踏まえ、トークン等の盗難等があったことの報告があった場合に一定期間内に銀行が無効化の措置を講じる旨規定することも考えられるが、無効化のための具体的な手順は銀行毎に異なると思われるため、条文例では設けていない（なお、銀行が無効化の措置を講じるためには相応の期間を要するものと考えられるが、この期間を一律に定めることも困難と思われる。）。但し、第2項に関する議論にあるように、銀行がトークン等の無効化に関して利用者に対する義務を負い、当該義務を果たしていない場合には、銀行が利用者に対して責任を負う可能性がある点に留意が必要である。

第6項では、接続事業者のトークン等の管理についての責任を規定している。もっとも、銀行が責任を負うかどうかは本API利用契約に書かれているか否かで決まるものではなく、上記の第2項及び第5項に関する議論にあるように、銀行がトークン等の無効化に関して利用者に対する義務を負い、当該義務を果たしていない場合には、銀行が利用者に対して責任を負う可能性がある点に留意が必要である。なお、接続事業者のトークン等の管理が不十分であること、又は接続事業者のトークン等の使用に過誤があること以外に起因する利用者が生じた損害については、第10条によって補償及び賠償並びに求償が行われる。

第7条 接続事業者の義務 第1項（本サービスの利用規約）

接続事業者は、利用者との間で、本サービスの方法及び内容に関し、利用規約を定めて利用者の同意を得るものとし、利用規約の内容を銀行に[事前に／事後遅滞なく]通知するものとする。接続事業者が、本サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合も、その内容を銀行に[事前に／事後遅滞なく]通知するものとする。銀行は、利用者保護等の観点から必要と客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に本サービスの利用規約の内容を改善するよう求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは本API連携を停止することができる。

接続事業者の義務として、本サービス（接続事業者が本APIを用いて利用者に対し提供するサービス）の利用規約を作成することや、その内容を銀行に通知するよう義務付けている例があった。API接続契約に利用規約に定めるべき事項を列挙する例もあったが、API接続契約に利用規約に定めるべき事項を列挙する場合には、法令やガイドライン等の改正に伴ってAPI接続契約の変更等の対応が煩瑣になるため、条文例では、個別に列挙せず、銀行に通知した上で銀行が必要と判断するときに改善を求めることとしている。

本研究会では、本APIに関係ない利用規約を通知することは接続事業者と銀行双

方にとって煩瑣であるとの意見があり、本 API に関する「本サービス」に関するものだけを通知の対象としている。なお、本 API に関する「本サービス」に関する利用規約のうち本 API に関する部分に限定することも可能との意見もあったが、本 API に関する部分であるかどうかは明確にならない場合もあるため、条文例ではそのような限定は入れていない。なお、条文例では「本サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合」に通知が必要としているので、本サービスの方法及び内容の変更を伴わない利用規約の変更は通知対象外となる。

なお、本研究会では、銀行が改善を必要と判断したり、改善が不十分と判断したりすることについて、恣意的な判断がされることを懸念する意見があり、条文例では「客観的かつ合理的な事由により判断する」としている（他の条項でも同様に手当てしている。）。

第7条 接続事業者の義務 第2項（誤認防止）

2 接続事業者は、本サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。銀行は、接続事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、本 API 連携を停止することができる。但し、銀行は、接続事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、本 API 連携を停止することができる。

本サービスにおいて、利用規約の他にも利用者に対する表示及び説明が行われることがあると考えられ、これについて定めている例があった。銀行法第 52 条の 61 の 8 第 2 項でも誤認防止のための情報提供が定められている。

条文例では、問題がある場合には銀行が改善を求め、改善されない場合に本 API 連携を停止できる旨規定している。但し、例えば、銀行が行うサービスであるかのように表示して接続事業者が為替取引に係る指図の伝達に係るサービスを行っているような著しい問題がある場合等、利用者保護等の観点から高度に問題がある場合には、改善を求めることを経ずに本 API 連携を停止することができるとしている。

第 1 項と同様、個別に利用者説明すべき事項を列挙する例もあったが、API 接

接続契約に利用規約に定めるべき事項を列挙する場合には、法令やガイドライン等の改正に伴って API 接続契約の変更等の対応が煩瑣になるため、条文例では、個別に列挙せず、銀行に通知した上で銀行が必要と判断するときに改善を求めることとしている。

第7条 接続事業者の義務 第3項（問合せ窓口の設置）

3 接続事業者は、本サービスに関する利用者[及び連鎖接続先]からの苦情、問合せ等に対応するため、問合せ窓口を設置し、銀行に通知するとともに、公表するものとする。本サービスに関して利用者[及び連鎖接続先]から苦情、問合せ等が寄せられたときは、接続事業者は適切[かつ迅速]に対応するものとする。接続事業者は、本サービスに関する利用者又は第三者からの苦情、問合せ等に対応する上で必要な銀行の協力を求めることができる。

接続事業者において問い合わせ窓口を設置し、一次的には接続事業者において問い合わせ等に対応することとしている例が多く、また「本サービス」は接続事業者のサービスであるという位置付けであり、条文例では接続事業者において問い合わせ窓口を設置することとしている。

本研究会では、接続事業者と銀行双方に問い合わせ窓口を設けるべきである、更新系では銀行が問い合わせ窓口を設けるべきであるとする意見があった。銀行側には本銀行機能に関する問い合わせ窓口が設置されているため、双方が直接エスカレーションを行うことができる体勢を整え、利用者のたらい回しが発生しないように対応を行う前提で、条文例では、「本サービス」が接続事業者のサービスであることから、問合せ窓口（本サービスに関する問い合わせ窓口であり、本銀行機能に関する問い合わせ窓口ではない。）を接続事業者としている。

また、銀行と接続事業者の間で合意したウェブサイトにおいて問合せ窓口を掲載した場合に銀行への通知を要しないとする例外を設けることも考えられる。

なお、問合せ等を行う者には本サービスの内容によっては必ずしも利用者に限られず、本サービスに連鎖接続が含まれていれば連鎖接続先が想定される等、本サービスの内容に応じて苦情、問合せ等への対応を行うべき者を追加する必要がある。

第7条 接続事業者の義務 第4項（サービス利用環境等の整備）

4 接続事業者が本 API を経由して銀行のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維持は、接続事業者の費用と責任

において行うものとする。

銀行は本 API を使用させるだけであり、使用するための設備等は接続事業者の費用と責任で準備する必要があることについて、当然のことと考えられるが、定めている例が多かったことから、条文例でも定めている。

第7条 接続事業者の義務 第5項、第6項（セキュリティ）

- 5 接続事業者は、銀行に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ銀行の定める基準にしたがったセキュリティを維持する。接続事業者は、セキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の●営業日前までに銀行に変更後のセキュリティチェックリストを提出する。但し、接続事業者が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティチェックリストを速やかに銀行に提出する。銀行は、接続事業者のセキュリティが銀行の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは接続事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは本 API 連携を停止することができる。
- 6 接続事業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、接続事業者の費用と責任において行うものとする。

銀行は接続事業者が提出したセキュリティチェックリストに基づいて銀行の定める基準を満たしているかを確認しているため、①提出したセキュリティチェックリストと銀行の定める基準を満たすこと、②変更があった場合に銀行に変更後のセキュリティチェックリストの提出を行うこと、③銀行の定める基準を満たさないと判断するときは銀行が改善を求めることができることを定めている。

本研究会では、緊急性を要する場合に事前に通知することが困難との意見があったが、条文例では「重要な変更」について事前に通知することとしており、セキュリティ向上のための緊急の対応は「重要な変更」には当たらないと解することにより、第5項によって緊急の対応ができないことにはならないと考えられる。

第6項は、不正アクセス等を防止するためのセキュリティ対策を接続事業者の費用と責任において行うとする例が多かったことから、条文例でも定めることとしたものである。

なお、銀行のセキュリティは接続事業者ごとの個別対応を前提としていないため、

接続事業者ごとに締結する本契約では、銀行のセキュリティについて規定していないが、銀行は検討会報告書等を踏まえて適切なセキュリティを維持することになると考えられる。

第7条 接続事業者の義務 第7項（本サービスの提供）

7 接続事業者は、事前に銀行に通知した内容により、自らの責任において本サービスを提供する。接続事業者は、本サービスを停止又は終了しようとするときは、銀行に事前に通知した上で、利用者に事前に周知するものとする。但し、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合は、事後速やかに銀行への通知及び利用者への周知を行うものとする。

本サービスが接続事業者の責任において提供される旨定めている。緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合に、事前通知を行うことは困難であるとの意見があったことから、条文例では、当該緊急的な一時停止の場合は事後速やかに通知を行うこととしている。また、事前の通知に関し、1 か月前等期限の定めを設ける例があったが、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の以外の場面においても、緊急時にやむを得ずサービスを停止することが考えられるため、条文例では特に期限の定めを設けていない。また、銀行と接続事業者の間で合意したウェブサイトにおいて問合せ窓口を掲載した場合に銀行への通知を要しないとする例外を設けることも考えられる。

なお、本サービスの内容の変更により利用規約の変更が生じるときは、第7条第1項による通知が必要である。また、本サービスに新しいサービスを追加するときには第17条第3項による手続きが必要である。

第8条 不正アクセス等発生時の対応 第1項、第2項（報告、原因究明）

銀行及び接続事業者は、本 API 連携又は本サービスに関し、不正アクセス等、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合（銀行以外の金融機関との連携に関して不正アクセス等が判明した場合を含む。）、直ちに相手方に報告するものとする。

2 銀行及び接続事業者は、本 API 連携又は本サービスに関し、不正アクセス等が判明し、又は情報の流出・漏洩・改竄等若しくは資金移動の具体的な可能性を認識した場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、相手方と協力して原因の究明及び対策を行う。銀行は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

第1項では、不正アクセス等が発生し、又はその可能性を認識した場合には、銀行と接続事業者が相手方に対して直ちに報告する旨を定めている。本研究会では、不正アクセスの可能性自体は頻繁に生じており、これを逐次報告することは現実的ではないが、不正アクセス等による情報の流出、漏洩、改竄の可能性であれば報告することは現実的であるとの指摘があった。これを踏まえ、不正アクセス等は実際に生じたもののみを報告対象とし、不正アクセス等による情報の流出、漏洩、改竄については実際に生じたもののほか可能性についても報告対象としている。

銀行が改善の申入れを行うとする例と銀行と協力して対応とする例があったが、条文例では、検討会報告書 3.3.4a を踏まえ、接続事業者が速やかに実施可能な対策は申入れを待つことなく実施し、その後原因の究明と対策について銀行と協力して行うとしている。

第8条 不正アクセス等発生時の対応 第3項、第4項（情報開示、アクセスログ）

- 3 不正アクセス等が発生した場合、又は不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄の具体的な可能性を認識した場合、銀行及び接続事業者は、相手方に対し、相手方と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報、トークンその他の当該利用者特定するための情報を開示することができ、開示を受けた当事者は、当該情報を厳重に管理する。
- 4 接続事業者及び銀行は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行う。

第8条第3項は、銀行と接続事業者間の情報の開示に係る、情報の管理について定めている。もっとも、個人情報保護法の対象となる個人データに関しては、この規定によって当該開示について利用者の同意が不要となるものではなく、個人情報保護法 23 条 1 項 2 号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する可能性もあるものの、原則として利用者からの同意を得た上で提供することが必要である。

第8条第4項は、検討会報告書 3.3.4b を踏まえたものである。具体的な保存期間や方法等を定めている例はなかったが、銀行の定める基準に保存期間等を定めている場合には、契約書においても同様に定めることが考えられる。

第9条 障害等発生時の対応（障害等発生時の対応）

銀行及び接続事業者は、本 API 連携又は本サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（本サービスの提供に利用するシステムに関する重大

なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及び本サービスの提供に関与する接続事業者又は接続事業者の外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下、「障害等」という。)が発生した場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 障害等が発生した場合、銀行及び接続事業者は、協働して当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下、「損害軽減措置」という。）をそれぞれ講じるものとする。かかる場合において、銀行及び接続事業者は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、相手方に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。
- 3 障害等が、銀行又は接続事業者の監督官庁に対して報告が必要な事由に該当する場合には、銀行及び接続事業者は、相手方が監督官庁に報告するために必要な資料の提供その他の協力を行うものとする。
- 4 銀行は、第 1 項の障害等が銀行又は銀行の設備に起因する場合、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに本サービスの復旧に必要な措置を講じ、障害等の内容と復旧措置について、接続事業者に対し回答する。他方、第 1 項の障害等が接続事業者又は接続事業者の設備に起因する場合、接続事業者は、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに本サービスの復旧に必要な措置を講じ、当該障害等の内容と復旧措置について、銀行に対し回答する。本サービスの復旧に必要な事項が生じた場合には、銀行と接続事業者が協議の上それぞれ必要な措置を行うものとする。

検討会報告書 3.3.1o を踏まえたもの。銀行の業務に支障のおそれのあるものに限定する例、重大なものに限定する例もあったが、限定せずに報告対象としている例もあった。条文例では、本サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由として限定している。

第 10 条 利用者への補償

接続事業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。但し、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、接続事業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行うものとする。

- 2 接続事業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対し

て賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら銀行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、接続事業者が利用者に賠償又は補償した損害を銀行に求償することができる。また、接続事業者は、前項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が銀行及び接続事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、銀行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上銀行と合意した額を求償することができる。

- 3 接続事業者が第 1 項に基づき本サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、銀行又は接続事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、銀行及び接続事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 4 銀行は、本銀行機能若しくは本 API に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり接続事業者に求償できる。
 - (1) 当該損害が専ら接続事業者の責めに帰すべき事由によるものであることを銀行が疎明したときは、銀行が利用者に賠償又は補償した損害を接続事業者に求償することができる。
 - (2) 当該損害が銀行及び接続事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを銀行が疎明したときは、接続事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上接続事業者と合意した額を求償することができる。
 - (3) 当該損害が、銀行又は接続事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、銀行及び接続事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

銀行法第 52 条の 61 の 10 第 2 項第 1 号には、電子決済等代行業者が銀行との間で締結する契約において、電子決済等代行業の業務に関し利用者に損害が生じた場合における当該損害についての銀行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項を定める旨規定されている。また、検討会報告書 3.4.5e では、利用者が個人であって利用者自身の責任によらずに預金等の不正な払戻しの被害に遭った場合には銀行と接続事業者のいずれに過失がない場合でも補償を行うことが必要であり、利用者に重過失又は過失があるときは全部又は一部を利用者負担にするなど、個別対応とするとされている。検討会報告書 3.4.5f では、法人の利用者に係る預金等の不正な払戻しの被害については個別に判断するとされている。

第1項では、本サービスに関して利用者に損害が生じた場合には、本サービスの主体である接続事業者が一次的な賠償又は補償を行うこととしている。預金等の不正な払戻し以外については、本サービスの利用規約に基づいて行うこととしているが、利用規約は利用者保護の観点から十分なものとなっていることが必要であり、銀行は、接続事業者の利用規約について、消費者契約法等を踏まえ、不相当にAPI接続先の責任を限定する条項が定められていないかを確認し、改善が必要であれば第7条第1項に基づき改善を求めることとなる。

第1項但書では、APIを利用した預金等の不正な払戻しについては、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方を踏まえて補償を行うこととしている。インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせは、賠償又は補償を行うべき事案が生じた時々のものを指すことから、仮に見直しがあったとしても本契約を随時変更する必要はないと考えられる。なお、本サービスにおいて参照系APIのみを使用している利用者について、本サービスに関して不正な払戻しがされることは想定されず、本サービスに関しない損害は第1項の適用対象外となるため、参照系APIの場合と更新系APIの場合で書き分けることはしていない。

本サービスに関して生じた損害であるかどうかについては、例えば、本サービスが利用者の委託により送金の指図を銀行に伝達することを役務として提供するものであり、本銀行機能が当該送金の指図に基づいて送金の処理を行うことであった場合において、送金の指図の銀行への伝達は正しく行われたが、銀行が伝達された指図の内容と異なる内容の送金の処理を行ったことにより利用者に損害が生じた場合、当該損害は本サービスに関して生じたものではなく、本銀行機能に関して生じたものと考えられ、これに関して利用者に生じた損害は、接続事業者が補償するのではなく、銀行が補償することが想定される。

第1項に基づき一次的に接続事業者が利用者に生じた損害の賠償又は補償を行うことを規定した上で、第2項及び第3項において当該損害の分担を規定している。なお、第2項及び第3項で求償の対象となるのは利用者に生じた相当因果関係の範囲内の損害である。したがって、接続事業者が上記損害額の範囲を越えて利用者に支払った部分は求償の対象とはならない。

第1項で接続事業者が利用者に生じた損害の賠償又は補償を行う場合には、銀行と協議することで利用者に対する賠償又は補償を円滑に行うことが可能となること、銀行との間で負担の協議が生じる可能性があることを踏まえると、賠償又は補償の前に利用者に賠償又は補償すべき額について銀行と協議しておくことが望ま

しい。

第2項では、一次的な賠償又は補償は接続事業者が行ったものの、利用者の損害の発生が銀行の責めに帰すべき事由による場合には接続事業者が銀行に求償できることを定めている。上記のとおり、求償の対象となるのは利用者が生じた相当因果関係の範囲内の損害である。したがって、第2項第1文の場合（専ら銀行の責めに帰すべき事由による場合）には、接続事業者が賠償又は補償を行った額のうち、利用者が生じた当該相当因果関係の範囲内の損害のみが求償の対象となる。また、第2項第2文の場合（双方の責めに帰すべき事由による場合）においても、第1文の場合と同様であるが、実際の求償額については誠実に協議の上銀行と合意した額となる。

第3項では、銀行と接続事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由により生じた利用者の損害については、誠実に協議して負担割合を決定することとしている。

第4項では、利用者が生じた損害について銀行が一次的に補償する場合に、第2項及び第3項と同様の要件のもとで、銀行が接続事業者に求償できるとしている。但し、本サービスに関しては一次的には接続事業者が対応することになるため、銀行が本サービスに関して利用者が生じた損害について補償又は賠償できるのは、やむを得ない事由がある場合としている。やむを得ない事由としては、第1項によって接続事業者が利用者に対して賠償又は補償を行う必要があるのに賠償又は補償を行わず銀行が補償を行った場合が考えられる。

銀行は、第4項に基づき補償又は賠償した場合に、条文例では第2項及び第3項と同様に求償ができるとしているが、第4項においては銀行が一次的に補償を行う例外的な場合であることを踏まえて銀行が接続事業者に対して求償できる場合を第2項及び第3項よりも相対的に広く認める（例えば、専ら銀行の責めに帰すべき事由により生じたものであることが明らかである場合以外は求償できる等とする）べきとの意見もあった。

なお、本銀行機能に関して利用者が生じた損害について、第2項及び第3項と同様の要件を満たせば銀行が接続事業者に対して求償できる余地があるものとしている。但し、当然のことながら、専ら銀行の責めに帰すべき事由による損害については接続事業者に対して求償することは想定されない。第4項で求償の対象となるのは利用者が生じた相当因果関係の範囲内の損害である。したがって、銀行が上記損害額の範囲を越えて利用者に支払った部分は求償の対象とはならない。

利用者が生じた損害が専ら本APIの開発過程又は運用における銀行の責めに帰す

べき事由（本 API の内容及び構成の決定並びに運用については、原則として銀行の責任においてなされるべきものと考えられる。）によって発生したことが、当該損害の発生時ないしその直後に明らかとなった場合には、接続事業者が第 1 項に基づいて補償又は賠償を行った上で第 2 項に基づいて求償を行うことが双方にとって合理的ではなく、そのような場合には第 1 項から第 3 項までの定めにかかわらず、双方が合意の上で、銀行が直接利用者に対して補償又は賠償を行うことが合理的であると考えられる。但し、そのような場合でも、利用者からの問い合わせには引き続き接続事業者も対応し、接続事業者において銀行の窓口を案内するなどして適切な引継ぎを行った上で、銀行が補償又は賠償を行うことが望ましいと考えられる。

第 11 条 モニタリング・監督

銀行は、接続事業者のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、接続事業者に対し、セキュリティ、利用者保護、本サービスの状況及び経営状況について、報告及び資料提出を求めることができるものとし、接続事業者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じるものとする。

2 銀行は、接続事業者のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、接続事業者の同意を得て、自ら又は銀行が指定する者による立入り監査を実施することができ、接続事業者は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力するものとする。

3 銀行は、前二項の結果、必要があるとき客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないとき客観的かつ合理的な事由により判断するときは[●日前までに接続事業者に通知の上で]本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。

第 1 項では銀行が接続事業者に報告及び資料提出を求めることができることとしており、第 2 項では立入り監査を実施できる旨規定している。条文例では、いずれも客観的かつ合理的な事由がある場合に行うことができることとしている。なお、第 1 項で経営状況について報告及び資料提出を求めることができるとしているのは、銀行の定める基準を満たしているか確認するためのものであって、経営状況一般について広範に報告及び資料提出を求めることは想定されていない。

第 2 項の立入り監査については、接続事業者の同意を得て行うこととしつつ、接続事業者は拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意することとしている。拒絶する事由としては、例えば、緊急の必要がない場合に営業時間外の監査を求め

る場合が考えられる。

第3項において、銀行が本 API 連携を制限又は停止する場合には、利用者に周知する期間を設けるべきという観点から「接続事業者に一定の通知期間を置いて通知する」とするべきとの意見もあったが、既に合理的な期間内に改善が十分になされていない状況に重ねて通知期間を設ける必要はないとの意見もあり、条文例では通知期間は設けないこととしている。通知期間を設ける場合には、ブラケットを付した「●日前までに接続事業者へ通知の上で」と追記することが考えられる。

第12条 免責

両当事者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。

2 本 API に関する免責事項については本 API 仕様書で定めるものとする。また、銀行は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善のために本 API の提供ができないことについて、銀行の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。

3 銀行は、接続事業者に対し、本サービス及び本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。

4 接続事業者は、第3条第2項に基づく本 API 仕様書に定める銀行の免責事項の変更について、銀行から通知を受けてから●営業日以内に限り異議を述べることができるものとし、接続事業者が異議を述べた場合には、銀行と接続事業者は誠実に協議するものとする。

銀行のみの免責を規定している例が多かったが、API 利用契約に限らず一般的な不可抗力については両当事者に当てはまることから、第1項として規定している。なお、銀行と接続事業者が本項に基づいて相互に責任を負わない場合であっても、相手方との間で損害の負担について協議することは本項によって妨げられるものではない。

第2項では、本 API に関する免責事項については個別の事情によって異なると思われるため、本 API 仕様書で定めるとしている。但し、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善のために本 API の提供ができないことについては第2項で定めている。

第3項は、規定している例があったことから条文例でも設けているものであるが、銀行が接続事業者と個別に協議して役務提供を行うことが否定されるものではない。

い。

第13条 連鎖接続先

接続事業者は、連鎖接続先の名称、連鎖接続の内容、開始時期その他予め両当事者が合意した事項を銀行に[事前に]通知することにより、連鎖接続を行うことができる。接続事業者は、連鎖接続先、連鎖接続の内容その他予め両当事者が合意した事項に変更があるときは、銀行に[事前に]通知する。

- 2 接続事業者は、連鎖接続を新たに開始し、又は連鎖接続先若しくは連鎖接続の内容に[重要な]変更があるときは、これにより影響を受ける利用者の同意を得るものとする。
- 3 接続事業者は、全部又は一部の連鎖接続先に係る連鎖接続を停止又は終了したときは銀行に[速やかに]通知する。
- 4 接続事業者は、連鎖接続先に対し、本契約第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、本条、第14条、第16条、第17条及び第18条における接続事業者と同等の義務を負わせ、連鎖接続先の費用と責任においてこれを遵守させる。
- 5 接続事業者は、連鎖接続先に対し、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続先との間で連鎖接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。銀行は、連鎖接続先に前項の義務の不履行があり、又は、接続事業者が連鎖接続先に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、接続事業者に当該連鎖接続先との連鎖接続の停止を求めることができるものとし、又は接続事業者が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停止しない場合に本 API 連携を制限若しくは停止することができるものとする。銀行は、連鎖接続の停止を求める場合に可能な範囲でその理由を接続事業者に説明する[よう努める]ものとする。
- 6 接続事業者は、連鎖接続先が本条第4項に基づいて負う義務の不履行について、連鎖接続先と連帯して責任を負う。
- 7 接続事業者は、連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うものとし、銀行は、銀行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、連鎖接続先又は連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について責任を負わないものとする。

連鎖接続先の取扱いについては、①接続先が銀行に事前に報告し、問題がある場合に接続先事業者に対して連鎖接続先との接続の停止を求めることができるのとす
る例と、②事前に銀行の同意が必要とする例があった。

第1項では、事前又は事後の通知により連鎖接続先を追加できることとしている

が、本サービスの内容や接続事業者の管理体制等に照らして、事前に連鎖接続先それぞれについてその管理体制が十分であるか等を確認する必要がある場合、当該連鎖接続先の先の連鎖接続において不適切な連鎖接続が行われる可能性がないかを確認する必要がある場合等には、連鎖接続の開始や連鎖接続先の追加に銀行の事前承諾を必要とすべき場合もあり得る（接続事業者との契約を締結するに当たって銀行の定める基準に関するパブコメ結果のNo.193では、「銀行が公表している基準に記載されていない事項であっても、例えば、反社会的な者と関係を有している者でないことなど、社会通念上判断の基準とすることが当然であると認められるような要件について電子決済等代行業者が充足していない場合には、銀行が契約締結を拒むことも許容されるものと考えます。他方、『自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している』との理由のみで拒絶すること等は、当該事項が基準として公表されているか否かを問わず、通常合理的な理由によるものとはいえないと考えられます。」とされていることについて参照されたい。）。

なお、接続事業者が銀行に通知する「連鎖接続の内容」は、どのようなサービスのためにどのようなデータや指図を伝達するのかを知るためのものであって、これを越えた詳細な内容を含める場合には予め両当事者間で合意する事項として定めることが必要と考えられる。

また、事前通知又は事後通知とする場合に、接続事業者が連鎖接続先をウェブサイトに掲載することをもって通知を行ったと扱うことは可能と考えられる。その場合でも、連鎖接続先を第三者が知ることに支障がある場合には個別に通知を行うことも可能とする必要があると思われる。

連鎖接続先においても、接続事業者におけるのと同等の利用者保護やセキュリティが確保されるようにするため、条文例では、接続事業者が連鎖接続先に同等の義務を負わせることを規定している。

第4項では、本契約上の接続事業者の義務のうち連鎖接続先に対しても適用することが考えられる条項を連鎖接続先にも課すことを規定しているが、具体的な事案によっては個別に検討することも考えられる。

銀行法施行規則第34条の64の16において、接続事業者は連鎖接続先の業務に関して、電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項を規定する必要があることから、第5項では、接続事業者が行うべき措置及び当該措置が講じられない場合の銀行が行うことができる措置について規定している。また、第5項において、接続事業者が相当期間内に当該連鎖接続先との連鎖接続を停

止しない場合には銀行が本 API 連携を制限若しくは停止することができることとしているが、この相当期間は個別事案におけるそれぞれの状況に応じて決まるものであり、例えば、不正利用や情報の漏洩が現実的に生じているような場合には、「相当期間」は「即座」と解されることとなり、直ちに本 API 連携を制限若しくは停止することができる場合もあると考えられる。

第 7 項において接続事業者が連鎖接続先と連帯して責任を負うこととされているが、最終的な負担関係を接続事業者と連鎖接続先が合意することを禁止するものではないものと考えられる。なお、第 7 項において接続事業者が連鎖接続先のサービスを利用する者に生じた損害について連鎖接続先とともに責任を負うこととされており、第 10 条においても、連鎖接続先の責めに帰すべき事由は接続事業者の責めに帰すべき事由になるものと考えられる。

第 14 条 禁止行為 第 1 項

接続事業者は、以下の各号の行為を行ってはならず、接続事業者の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本 API 又は本 API を経由してアクセスする銀行のシステム若しくはプログラムの全部又は一部（以下、これらの内容に関する情報を含み、「銀行のシステム等」という。）を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
- (2) 銀行のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
- (3) 銀行のシステム等に付されている銀行の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
- (4) 銀行、銀行の提携先、接続事業者以外の本 API の使用許諾先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (5) 動作確認、接続試験以外の目的で検証環境に接続すること
- (6) 必要な銀行の検査に合格することなく、本 API 連携を実施すること
- (7) 銀行の事前の同意を得ることなく銀行の商標、社名及びロゴマーク等を使用する行為
- (8) 本 API 及びその派生物を銀行から許諾を受けた目的外で使用する行為
- (9) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
- (10) 銀行法その他各種法令、又は本サービス若しくは本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (11) 銀行のシステム等の負荷を著しく増加させる行為

- (12) 本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
- (13) トークン等を第三者へ開示若しくは漏洩し、又はかかるリスクを高める行為
- (14) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は銀行の風評リスクを高めるおそれのある行為
- (15) 銀行の運営するサイト、サーバー、銀行のシステム等に関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、銀行のシステム等の安全性を低下させる行為
- (16) 前各号に類する行為

第 1 号乃至第 9 号、第 12 号、第 13 号及び第 15 号は、API の使用許諾に関わる禁止事項であり、現実的には想定し難い場合も含めて条文例として規定している。なお、利用者情報の使用については第 17 条で規定しているため、第 8 号での禁止には含めていない。また、銀行の同意や承諾についてメール等による場合も想定し、条文例では同意や承諾を「書面」によることに限定していない。第 2 号は、本 API の使用に係る権利を第三者に貸与するような場合を禁止しており、本契約において許容される業務委託を禁止するものではない。

また、第 10 号や第 14 号は、銀行のレピュテーションリスクの観点から規定している。

第 11 号は、利用者の増加に比例して流量が増えることを指すのではなく、流量の著しい増加を引き起こすようなサービス提供方法に変更することや、正常な API 接続が困難になるおそれがあるのに必要な対応をとらないといった場合を想定している。

第 14 条 禁止行為 第 2 項

2 銀行は、以下の各号の行為を行ってはならず、銀行の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 接続事業者、接続事業者の提携先その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
- (2) 接続事業者の事前の同意を得ることなく接続事業者の商標、社名およびロゴマーク等を使用する行為
- (3) 銀行法その他各種法令又は本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (4) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は接続事業者の風評リスクを高めるおそれのある行為

- (5) 接続事業者の運営するサイト、サーバー、接続事業者のシステム等に関し、コンピュータウイルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、接続事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
- (6) 本契約に定める場合又は合理的な理由がある場合を除き、接続事業者による本 API の使用を遮断し、制限する行為
- (7) 前各号に類する行為

本契約は、銀行が API の使用を接続事業者に許諾するものであることを踏まえ、接続事業者の禁止事項を第 1 項に設けているが、銀行にも同様に当てはまるものについて第 2 項に規定している。

第 15 条 使用停止

銀行は、以下の各号のいずれかにより本 API の一部又は全部を停止することができる。

- (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて接続事業者に通知すること
 - (2) (1)以外に緊急のセキュリティ対策のために必要な臨時の停止期間を定めて接続事業者に通知すること
- 2 銀行は、前項第 2 号により本 API の一部又は全部を停止しようとするときは、接続事業者に[相当な期間の事前の／停止期間開始の●営業日前までに]通知を行う。但し、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむをえない事由があるときは、事前又は事後速やかに接続事業者に通知を行う。
- 3 銀行及び銀行から通知を受けた接続事業者は、本 API の一部又は全部の停止について利用者への周知を行う。第 7 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項、第 8 条第 2 項、第 11 条第 3 項に基づき、本 API 連携が停止又は制限されるときも同様とする。

セキュリティや利用者保護の観点から本 API 連携を停止する場合については、第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 8 条第 2 項、並びに第 11 条第 3 項で規定を設けているので重ねて規定することにはしていない。

但し、第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 8 条第 2 項、並びに第 11 条第 3 項では、利用者への周知について規定していないため、この点は本条第 3 項でまとめて規定している。

臨時の停止期間について、相当な期間の事前通知とする例があったが、具体的日数を規定した方が対応がしやすい面もある一方、事前に決め難い部分もあることから、条文例では「相当な期間」と具体的日数を規定するものを併記している。

第16条 秘密保持義務・機密保持義務

銀行及び接続事業者は、本契約を通じて知り得た相手方の情報（[秘密情報であることを明示したものに限り。]以下「秘密情報」という。）を、本契約の有効期間中及び本契約終了後も厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩し、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、利用者情報については、第3条、第13条及び第17条によって扱うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらぬものとする。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (5) 開示される以前から被開示者が適法に保有していた情報

3 秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）は、自己の従業者といえども本契約履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた従業者が秘密情報を本契約履行以外の目的に利用し、第三者に開示、提供又は漏洩しないよう厳重に指導及び監督しなければならない。なお、受領者は、本契約における自己の義務と同等の義務に従業者に課すものとする。

4 第1項にかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示又は提供できる（以下、開示又は提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。但し、開示する秘密情報は、本契約履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本契約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 開示者の事前の書面による承諾がある場合
- (2) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供又は開示する場合

5 受領者は、法令による場合、裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合、又は[証券取引所、自主規制機関若しくは海外の類似の機関／証券取引所若しくは自主規制機関]の規則による場合は、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨及び開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。

第1項で利用者情報については、第17条による旨を規定しており、利用者情報

は本条の守秘義務の対象にならない一方、本 API の仕様や銀行システムに関する情報等が本条の守秘義務の対象になる。

第 17 条 データの取扱い

接続事業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。

2 接続事業者は、利用者情報を本サービスのためにのみ使用するものとし、本 API による銀行への指図の伝達は本サービスの遂行過程のみで行うものとする。

3 接続事業者は、本サービスに新たなサービスを追加し又は本サービスを変更しようとするときは、銀行に対して事前に通知を行うものとする。銀行は、当該通知を受けてから●営業日の期間内に限り、接続事業者に対して異議を述べるができるものとする。銀行が当該期間内に異議を述べなかった場合には、当該通知に従って、新たなサービスが本サービスに追加され、又は本サービスが変更されるものとする。銀行が当該期間内に異議を述べた場合には、銀行と接続事業者は、新たなサービスの追加又は本サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスが本サービスに追加され、又は本サービスが変更されるものとする。銀行は、本サービスの追加又は変更に同意しない場合、可能な範囲でその理由を接続事業者の説明する[よう努める]ものとする。

第 1 項は、銀行から接続事業者がデータを取得した場合に、利用者情報の管理責任は、接続事業者が負うものであることを確認している。これは当然のことであり、その取扱いに際して各種法令やガイドライン等への違反があってはならないものであるが、利用者情報が利用者の情報であることを前提にしつつも、銀行による顧客(情報)保護の観点から、銀行と接続事業者の間での合意事項とすることにより、仮に本項の違反があった場合に API 接続の停止等の措置を講じることができるようにするために規定している。

第 2 項については、本サービス以外のサービスにも制約なく使えるとすると、本サービスについて本契約に基づいてセキュリティや利用者保護のための措置が講じられることの意味が乏しくなる。他方、本サービスを接続事業者の全てのサービスであるとして全てのサービスに本契約に基づくセキュリティや利用者保護のための措置を講じるとすると過大な負担が生じるとの意見もあった。このため、条文例としては、第 2 条において、本サービスを別紙に定めるものと定義し、利用者情報はその範囲で使用することができることとする一方、本条第 3 項で、本サービスを追加又は変更する場合(本サービスの内容を定めた別紙の内容に変更が生じる場合)には、接続事業者が銀行に事前通知を行うものとしている。もっとも、銀行は、

接続事業者のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況が銀行の定める基準を満たすかどうかを判断する必要があり、また、本契約は当初の本サービスを別紙に定めた上で締結されるものであり、本サービスの追加や変更によって本契約の前提に変更が生じることもなるため、通知を受けてから一定期間内であれば、これらの趣旨を踏まえ、銀行は異議を述べることができることとし、銀行が異議を述べた場合には銀行と接続事業者が本サービスの追加又は変更について協議することとしている。一方で、接続事業者が新しいサービスを開始する場合に、銀行との協議ができないままに時間が徒過することを防ぐため、一定期間内に銀行が異議を述べない場合には本サービスの追加又は変更の効力が生じるものとしている（接続事業者との契約を締結するに当たって銀行の定める基準に関するパブコメ結果の No.193 では、「銀行が公表している基準に記載されていない事項であっても、例えば、反社会的な者と関係を有している者でないことなど、社会通念上判断の基準とすることが当然であると認められるような要件について電子決済等代行業者が充足していない場合には、銀行が契約締結を拒むことも許容されるものと考えます。他方、『自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している』との理由のみで拒絶すること等は、当該事項が基準として公表されているか否かを問わず、通常合理的な理由によるものとはいえないと考えられます。」とされていることについて参照されたい。）。

第18条 反社会的勢力の排除

銀行及び接続事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 銀行及び接続事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わない。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 銀行及び接続事業者（以下「解除当事者」という。）は、相手方（以下「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

平成 23 年 6 月 2 日に一般社団法人全国銀行協会が公表した「融資取引および当座勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」を踏まえ、相手方が反社会的勢力に該当する場合等に本契約を解除できる旨を定めている。

第 19 条 有効期間

本契約は、締結日から●年間効力を有するものとし、期間満了●か月前までに銀行及び接続事業者のいずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合には、さらに●年間延長するものとし、以後も同様とする。

- 2 本契約が事由を問わず終了した後も、第 10 条、第 11 条第 1 項（セキュリティ及び利用者保護に関する事項に限る。）、第 16 条、第 17 条第 2 項、本条、第 21 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の効力は存続するものとする。

本条では、有効期間を定めた上で自動更新の規定を設けている。本研究会では銀行による更新拒絶を制限するべきとの議論があったが、銀行法第 52 条の 61 の 11 第 3 項によって銀行は不当に差別的な取扱いを行ってはならないこととされており、銀行による更新拒絶の際にはその趣旨を踏まえた対応がされる必要があると考えられる（パブコメ結果の No.192 参照）。

契約終了時の効力存続条項については、本 API の使用が終了したとしても、接続事業者において本 API で取得したデータの利用が続くため、必要な条項については効力が存続することを確認する規定を設けている。存続する必要がある条項については、利用するデータの内容や状況に応じて、一定の条項について存続期間を設け

たり、対象の条項のうち一部を適用対象外としたりすることも考えられる。

第20条 解約・解除

銀行及び接続事業者は、相手方に対し●か月前に書面により通知することにより、本契約を解約することができる。

2 接続事業者が次の各号の一つでも該当する場合には、本契約は直ちに終了するものとする。

- (1) 電子決済等代行業者の登録が取り消された場合
- (2) 破産手続の開始決定があった場合

3 銀行は、接続事業者が次の各号の一つでも該当する場合には、催告を要することなく、本 API 連携を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。但し、接続事業者が業務改善命令を受けて第 2 号に該当する事由が発生したものの、銀行による当該事由に基づく解除がなされる前において、接続事業者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により銀行に通知した場合は、接続事業者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、銀行は当該事由のみを理由とする解除をすることはできないものとする。

- (1) 本契約について重大な違反があった場合
- (2) 本サービスに関する業務停止命令又は業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合
- (3) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合
- (4) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合

4 銀行は、接続事業者が次の各号の一つでも該当する場合には、相当の期間を定めて催告の上、本 API 連携を停止し、又は本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約について違反があった場合
- (2) 解散、[合併、]会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合〔（但し、本サービスに係る事業が対象とならない[合併、]会社分割若しくは事業の譲渡又は本サービスに係る事業の全てが銀行の定める基準を満たす第三者に承継される[合併、]会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）〕
- (3) 接続事業者の業務の健全かつ適切な運営が確保されていないおそれがあると銀行が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、利用者の利益を害するおそれがあると銀行が客観的かつ合理的な事由により認めた場合、又は利用者の保護を図る必要がある場合

(4) 前各号のほか、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、または本契約を存続させることが不相当と認められる重大な事由があるとき。

5 前三項の規定の適用により接続事業者に損害が生じた場合であっても、銀行は一切の責任を負わないものとする。

第1項では、相手方への通知により解約できる旨規定しているが、第19条第1項における更新拒絶と同様の議論が当てはまると考えられる。

第2項では、接続事業者について電子決済等代行業者の登録が取消された場合、破産開始決定がなされた場合には催告を行わずとも直ちに本契約が終了している。

第3項及び第4項については、本契約が基本的にAPIの許諾契約であることを踏まえ、基本的には接続事業者側の義務違反、信用不安等を解除事由としている。但し、銀行に義務違反があった場合にも使用許諾料を払う必要がある状況を避けるために接続事業者に解除権を認めることも考えられる。

第3項は利用者保護の観点から速やかに本API連携の停止や契約の解除が必要になる場合を規定しており、催告を不要としている。

第4項第2号は、接続事業者の経営や体制への大きな変更あるいは本サービスの提供主体の変更が生じるため、解除事由としているものであるが、本サービスの提供主体に変更がない又は本サービスが銀行の定める基準を満たす第三者に承継されるのであれば解除事由とする必要はないとする考え方もあり得るため、そのようにする場合にはブラケットを付した但し書きを追加することが考えられる。

第4項第3号は、健全かつ適切な業務運営がなされていないおそれや利用者の利益を害するおそれがある場合を規定しているが、客観的かつ合理的な事由があることが前提であり、抽象的なおそれがあることのみをもって解除事由に該当するものではない。

第21条～第24条 一般条項

第21条 契約終了時の措置

理由の如何を問わず本契約が終了した場合、接続事業者は、本API及びその派生物並びにこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、利用者情報は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。但し、接続事業者は、法令により保管が義務付けられている情報を法令で定められた期間保管することができる。

第 2 2 条 権利義務等の譲渡禁止

銀行及び接続事業者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、[承継し、]又は担保に供してはならない。[但し、銀行は本銀行機能に係る事業の全部又は一部を第三者に譲渡し又は承継させる場合に本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部を[接続事業者に通知した上で]譲渡又は承継の対象とすることができ、接続事業者は本サービスに係る事業の全部又は一部を銀行の定める基準を満たす第三者に譲渡し又は承継させる場合に本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部を[銀行に通知した上で]譲渡又は承継の対象とすることができる。]

第 2 3 条 準拠法及び管轄

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

- 2 本契約に関する一切の紛争については、●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 2 4 条 誠実協議

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、銀行及び接続事業者が誠実に協議し、その解決に努める。

第 21 条では、本 API に関連する資料については消去することとしているが、本契約が終了した後も接続事業者は本サービスを提供し続けることは可能であり、本サービスの目的で利用者情報を使用し続けることは想定される。このため、利用者情報については消去及び破棄の対象外としている。本 API に関連する資料の範囲に関して、接続事業者のシステムの仕様が本 API の仕様に基づいて決められていたとしても、接続事業者のシステムの仕様に関する資料自体は、本 API に関連する資料ではなく、消去及び破棄の対象にはならないと考えられる。

第 22 条において、承継を禁止の対象にする場合には合併や会社分割の場合に相手方の承諾を得る必要があることが煩瑣であるとの意見があり、承継の禁止を規定することも規定しないこともいずれもあり得るものとしている。なお、本条で承継の禁止を規定しない場合、合併や会社分割を相手方への通知事項とするべきであるとの意見もあった。銀行が本銀行機能に係る事業を第三者に譲渡し若しくは承継させる場合、又は接続事業者が本サービスに係る事業を第三者に譲渡し若しくは承継させる場合に、本契約も含めて譲渡又は承継の対象とすることを許容するのであれば、ブラケットを付した但し書きを追加することが考えられる。なお、この場合に

接続事業者が本サービスに係る事業を譲渡し又は承継させる第三者は銀行の定める基準（銀行法第 52 条の 61 の 11）を満たす必要がある。

以 上

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
（抜粋）

※ 平成 30 年 5 月 30 日付金融庁公表 (<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20180530.html>)

● 銀行法(電子決済等代行業)関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●通則(施行規則第 34 条の 64 の 2～第 34 条の 64 の 8)		
▼施行規則第 34 条の 64 の 3		
107	<p>個人情報保護法においては、個人情報保護委員会の Q&A において、個人データをクラウドサービス事業者が取り扱わないこととなっている場合、すなわち、契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等は、同クラウドサービス事業者のサービスにおいて個人情報を保存しても、当該事業者は委託先に該当しないと解釈されている。他方で、電子決済等代行業においても、クラウドサービス提供事業者の提供するクラウドサービスを用いて情報の保存等を行う場合が多いが、このような場合に、クラウドサーバーについては、委託先に該当しないと解釈されるか。解釈されないとした場合、具体的にどのような場合であれば委託先に該当しないと考えられるか。</p>	<p>クラウドサービス提供事業者が施行規則第 34 条の 64 の 3 第 2 項第 2 号の委託先に該当するか否かは、電子決済等代行業者と当該クラウドサービス提供事業者との間の契約の内容等を踏まえた個別事案ごとの判断となりますが、電子決済等代行業に関連する個人データを外部のクラウドに保存している場合、「契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている」というご指摘の条件の下で、外部クラウドの利用契約に基づき、当該クラウドを利用しているのであれば、クラウドサービス提供事業者は同号の委託先に該当しないものと考えられます。</p>
▼施行規則第 34 条の 64 の 9		
139	<p>電子決済等代行業者が預金者等からの委託にもとづいて定期的に銀行から法第 2 条第 17 項第 2 号に規定する情報を取得し、自社のデータベースに蓄積している場合、第三者が当該データベースにアクセスするたびに銀行から法第 2 条第 17 項第 2 号に規定する情報を取得することがなかったとしても、当該データベースを利用することにより定期的に情報を取得することを委託していることから、当該データベースにアクセスする第三者は「電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者」に該当するという理解でよいか。</p> <p>データベースへのアクセスのたびに銀行から情報を取得するか定期的に取得するかは、データの連携のタイミングが異なるだけであって、情報の適正な取扱いや安全管理の必要性は同じであるから、同じように扱うべきと考えられる。</p>	<p>法第 2 条第 17 項第 2 号に掲げる行為に関し、電子決済等代行業再委託者に該当するためには、「電子決済等代行業者に対し、同号の銀行から当該情報を取得することの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をする者」との要件を満たす必要があります。ご指摘の場合において、第三者がこれらの委託を電子決済等代行業者に対し行い、電子決済等代行業者が当該委託に基づき銀行から預金者の口座情報を取得する場合には、当該第三者が電子決済等代行業再委託者になるものと考えられます。</p> <p>一方、第三者がこれらの委託を電子決済等代行業者に対し行っていない場合、当該第三者は電子決済等代行業再委託者にはならないものと考えられます。ただし、電子決済等代行業再委託者でない第三者に対し、電子決済等代行業者が電子決済等代行業に関して取得した利用者情報を提供することについては、情報の適正な取扱い及</p>

		び安全管理のための措置を講ずることが求められます。
140	<p>電子決済等代行業者が、利用者から直接、他の事業者を経ずに許諾をえて参照系 API により銀行から情報を取得し、同事業者が蓄積したものとする。その後、別の事業者(事業者 A とする)が利用者から許諾をえて、既に電子決済等代行業者が取得・蓄積済みのデータを取得し、ここでの事業者 A から電子決済等代行業者への情報提供の指示は、銀行には伝達されないものとする場合、当該事業者 A は電子決済業代行業者再委託者にあたらないと考えるが、どうか。</p> <p>なお、一度取得した後も、同様に、電子決済等代行業者が銀行から情報を取得する際には、事業者 A 経由での情報取得の指示は受け付けず、利用者から電子決済等代行業者への情報取得の指示に基づく場合に限り、新たに銀行から利用者の口座情報を取得し、かつ、電子決済等代行業者から当該事業者 A への情報提供は、あくまでも当該事業者 A に対する利用者からの指示に基づき(この指示は電子決済等代行業者による銀行の口座情報の追加取得の指示を含まず、かつ、利用者から事業者 A を経由して電子決済等代行業者に行う電子決済等代行業者から事業者 A への情報提供を求める指示は銀行には一切伝達されないものとする)取得することを想定している。</p>	貴見のとおりと考えられます。
▼施行規則第 34 条の 64 の 16		
171	<p>法第 52 条の 61 の 10 第 2 項第 2 号に規定の「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報」とは、当該契約の相手方となる銀行との電子決済等代行業の業務に関して取得した情報のみという理解でよいか。また、その情報を加工した情報を含むのか。また、これらを含む場合には条文上不明確であると考えられるため、電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等として明らかにして頂きたい。</p>	「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報」は、当該契約の相手方となる銀行との電子決済等代行業の業務に関して取得した情報をいい、その情報を加工した情報も当然に含まれます。
172	<p>「電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項」(法第 52 条の 61 の 10 第 2 項第 2 号には、電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い等が規定)を規定することが求められているのは、情報の漏えい等が起こらないようにするためのものであって、電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)のサービスによって利用者に提供されるに至った情報であっても電子決済等代行業再委託者(あるいは電子決済等代行業者)が当該情報を保有する限りはこれらの措置が不要となるわけではないという理解でよいか。</p> <p>法第 2 条第 17 項第 2 号において、電子決済等代行業の</p>	貴見のとおりと考えられます。

	<p>定義として、「当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること」とあることをもって、提供された後は適正な取扱いや安全管理のための措置が不要になるわけではないという理解でよいか。</p>	
179	<p>施行規則第 34 条の 64 の 16 において、電子決済等代行業者が、電子決済等代行業再委託先又はこれに該当しない第三者に対して利用者情報提供を行う場合の銀行の行為義務は定められていないが、銀行としては、オープンイノベーションを促進するという本改正の趣旨を踏まえて、これらの電子決済等代行業再委託先等に情報を提供することを検討することが改正法の趣旨に合致するか。</p>	<p>電子決済等代行業者が取得した利用者情報を電子決済等代行業再委託者又はそれ以外の第三者に対して提供する場合には、提供先の適切な選定、提供先における当該情報の適正な取扱い等を担保するための措置は、法第 52 条の 61 の 10 第 2 項第 2 号の規定における「電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」に該当するものと考えられます。その具体的な内容については、オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランスを踏まえ、適切に定められる必要があるものと考えられます。</p>
▼施行規則第 34 条の 64 の 17		
182	<p>契約の公表に際しては、銀行と電子決済等代行業者の間で締結する契約のうち、法第 52 条の 61 の 10 第 2 項各号に掲げる事項を含む条文をそのまま掲載する必要があるのか。要約したものを掲載することは可能か。また、各社一律の条文を用いている場合には、共通して掲載することは可能か。</p>	<p>必ずしも条文をそのまま掲載する必要はなく、要約を掲載することも許容されます。なお、その際には、利用者が明確に内容を理解できる要約である必要があります。また、各社一律の条文であれば、共通して掲載することも許容されます。</p>
▼施行規則第 34 条の 64 の 19		
192	<p>施行規則第 34 条の 64 の 19 は契約締結時における銀行が採用する基準に関する規定であるが、この基準に違反する事象が生じていないにも関わらず、何らかの理由を主張して、銀行が契約の中途解約や期間満了後の更新拒絶を行うことは許されないと考えてよいか。</p> <p>この場合、銀行が公表された基準を変更しない限り、契約の開始時点だけでなく、継続期間中の解除・解約権行使、更新時の拒絶が当該基準に合致する事業者を不合理に差別することは許されないと理解で良いか。</p>	<p>前段について、基準違反がなくとも、契約に規定された解除事由その他の正当な事由が認められる場合には、銀行が契約の中途解約や期間満了後の更新拒絶を行うことが許容される場合があると考えられます。</p> <p>後段について、銀行が公表した基準のみならず、銀行と電子決済等代行業者との契約における条項に従い、契約解除等が許容される場合があり、その場合には不合理な差別とならないと考えられます。</p>
193	<p>銀行は、実際に適格性審査に用いる基準を、法令上の規定の項目以外にも設けることが考えられる。そうした場合に、実際に審査に用いられる基準が公表されていないと不合理な差別がされているかどうかを判断できないので、公表されていない行内の基準を理由に接続拒否を行うことは許されないと考えてよいか。</p>	<p>銀行が公表している基準に記載されていない事項であっても、例えば、反社会的な者と関係を有している者でないことなど、社会通念上判断の基準とすることが当然であると認められるような要件について電子決済等代行業者が充足していない場合には、銀行が契約締結を拒むことも許容されるものと考えられます。他方、「自行のサービス又は子会社・関連会社・提携先会社のサービスと競合している」との理由のみで拒絶すること等は、当該事項が基準として公表</p>

		されているか否かを問わず、通常合理的な理由によるものとはいえないと考えられます。
--	--	--